調査の概要及び利用上の注意

1 調査の目的

2015年農林業センサスは、平成27年を調査年とする農林業構造統計(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に規定する基幹統計)を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の対象

農林業経営体調査においては、規定(資料 用語の解説「農林業経営体」参照) に該当するすべての農林業経営体(試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く)を対象とした。

3 調査期日

平成27年2月1日現在で実施した。

4 調査方法

農林業経営体調査については、農林水産省-都道府県-市区町村-指導員-調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。

5 数値の比較について

2005年農林業センサス及び2010年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が「農林業経営体」の規定のいずれかに該当する場合、それぞれを別の農林業経営体として調査を実施し、農林業経営体数としてカウントしていたが、2015年農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、複数の経営を有する世帯を1つの農林業経営体として調査を実施し、カウントするよう変更したため、留意する必要がある。

6 利用上の注意

- (1) 統計表の面積等の数値については、各単位ごとに四捨五入し小数第一位までの表記としているため、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- (2) 表中に用いた記号は以下のとおりである。

「0」:単位に満たないもの(例:0.4a→0a)

「一」: 事実のないもの

「…」:事実不詳又は調査を欠くもの

「x」:集計結果が1又は2の事業所に関する数値で、個々の申告者の秘密保護のため秘匿した箇所。また、3以上の事業所でも1または2の事業所の数字が前後の関係から判明する箇所も「x」で表した。